



大路区
まちづくり
協議会

第2次 大路区まちづくり計画

計画期間

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度



令和5(2023)年5月
大路区まちづくり協議会

はじめに

草津市が将来を見据え住民主体の新たな仕組みづくりを進めたことに伴って、平成 24（2012）年 2 月に「大路区まちづくり協議会」（以下「本協議会」）を設立し、平成 25（2013）年に大路区のまちづくりを推進していくための指針となる「大路区まちづくり計画」（以下「本計画」）を策定しました。

草津市においては平成 23（2011）年に草津市自治体基本条例が、平成 26（2014）年には「草津市協働のまちづくり条例」が施行され、市民および市行政の役割が明らかにされる中で、本協議会では大路区の関係団体や区民・市行政と協働によるまちづくりを展開してきました。

本協議会では、これまで地域の皆様の協力のもと本計画に基づいて自主的なまちづくりを進めてまいりましたが、令和 4（2022）年度をもって本計画の期間が満了となることから、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度の 10 年間を見据えて、また原則 5 年後に見直しを行うものとした「第 2 次大路区まちづくり計画」を策定しました。

第2次 大路口まちづくり計画 目次

はじめに

1. 大路口の概要	1
(1) 大路口の現況	1
(2) これまでの活動 平成25(2013)～令和4(2022)年度	2
(3) 基本方針に基づいた各部会での活動・その他の活動	3
(4) 人口の構成割合	5
(5) まちづくり計画アンケート	7
2. 大路口が目指す将来像	9
(1) まちづくり計画ビジョン図	9
(2) 基本方針と施策	10
(3) まちづくりの推進体制	12
参考資料	14
(1) 大路口まちづくりセンターの満足度(利用満足度調査)	15
(2) 子どもたちの声(草津市立第二小学校)	19
草津をどんなまちにしたい (3年生)	19
わたしたちのバリアフリー (4年生)	20
(3) 大路口まちづくり協議会組織図	21
(4) 大路口の記憶絵	22
(5) 大路口まちづくり協議会 会則	23

2. 大路区の概要

(1) 大路区の現況

大路区は、JR 草津駅を中心に東西に細長い地域です。JR 草津駅は JR 東海道本線と JR 草津線が接続する駅であり、県内でも 2 番目に乗降客数が多い駅です。

駅周辺では大型商業施設や高層マンション等が整備され、旧東海道沿道や草津川跡地公園などでは多くの人が行き交い集うなど、にぎわいと交流が広がっています。

令和 5（2023）年 1 月末時点での草津市の人口は 138,235 人、65 歳以上の高齢者（老年人口）が占める割合は 22.4%、15 歳以上 64 歳以下（生産年齢人口）が占める割合が 62.9%となっています。大路区がある草津第二小学校区の人口は 11,934 人。高齢者が占める割合は 19.2%で市の人口比率を下回り、また 15 歳以上 64 歳以下の生産年齢では 67.4%と高く、活気あふれるまちといえます。

また、この 10 年間をみると平成 25（2013）年 1 月末時点での草津市の人口 125,961 人、高齢化率 18.6%、15 歳以上 64 歳以下が 57.3%でした。大路区のある草津第二小学校区では人口 10,742 人、高齢化率 14.5%、15 歳以上 64 歳以下は 61.4%でした。ここ大路区ではこの 10 年間で人口が 1,192 人増加する一方で、高齢化率も 14.5%から 19.2%と高くなっています。

草津駅の東口では、まだまだマンション建設は増加傾向にあります。また、草津警察署、大路幼稚園、サンサンホール、草津市立第六保育所の跡地利用においても、どのような土地利用がなされるか今後の動向に期待するものです。

草津駅の西口では、現在工事中の（仮）草津市立プールが令和 6（2024）年度春に開設され、翌令和 7（2025）年度には「わた SIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

今後も大路区では、多くの事業が展開される中で解決していくべき課題も多く、地域コミュニティの希薄という大きな課題についても解決できるよう努めていきます。

(2) これまでの活動 平成 25 (2013) ～令和 4 (2022) 年度

①大路区まちづくり協議会の設立（平成 24 (2012) 年 2 月 4 日）

自らの地域は自らでつくるという意識のもと、大路区の住民が英知を結集し、互いに連携・協力をして、一体となって地域における課題を解決しながらまちづくりを推進するため、大路区まちづくり協議会が設立されました。

②大路区の将来像とまちづくり基本方針

「大路区がこんなまちになったらいいな／大路区をこんなまちにしていきたいな」。私たち住民が目指したい大路区の将来像と基本方針は次のとおりです。

将来像

住みよい大路 お年寄りも・子どももいきいき安心!!

基本 方針

1. 安全・安心のまち大路
2. 夢を持っていきいき暮らせる住みよいまち大路
3. 地域でのふれあい、健康でスポーツが盛んなまち大路
4. 快適な都市機能を備えたまち大路
5. 歴史を生かしたふれあいのまち大路

(3) 基本方針に基づいた各部会での活動・その他の活動

①生涯学習部会

- 下校時見守りパトロール
- 地域協働合校（夏・冬）
- 親子講座（エコチョコづくり）
- 陶芸教室
- ガーデニング講座（花いっぱい運動）
- ノルディックウォーキング



生涯学習部会：下校時見守りパトロール

②生活安全部会

- 防犯パトロール
 - 夏 de 愛ひろば中心
 - 冬 草津駅（東西）周辺
- 地域全体避難訓練
- 災害時体験学習
- リーダー研修
- 防犯カメラ設置



生活安全部会：防犯パトロール

③福祉健康部会

- 敬老会
- いきいき百歳体操
- いきいき健幸講座（課題解決）



福祉健康部会：いきいき健幸講座

④人権部会

- 人権講座
- 町内学習懇談会
（第3・第4講座／実践発表の集い）
- 人権研修（館外）



人権部会：人権講座

⑤総務広報部会

- おおじのこえ（年5回発行）
- おおじイルミ
- イルミコンサート
- ボランティアネットワークの構築

総務広報部会：おおじイルミ



⑥まちづくり計画策定部会

- 大路区まちづくり計画策定
（第2次計画策定・5年後の見直し）
- 大路今昔物語（ふるさと愛着事業）
- 大路区民まつり（第1～10回開催）



生活安全部会・リーダー研修



まちづくり計画策定部会：大路区民まつり



(4) 人口の構成割合

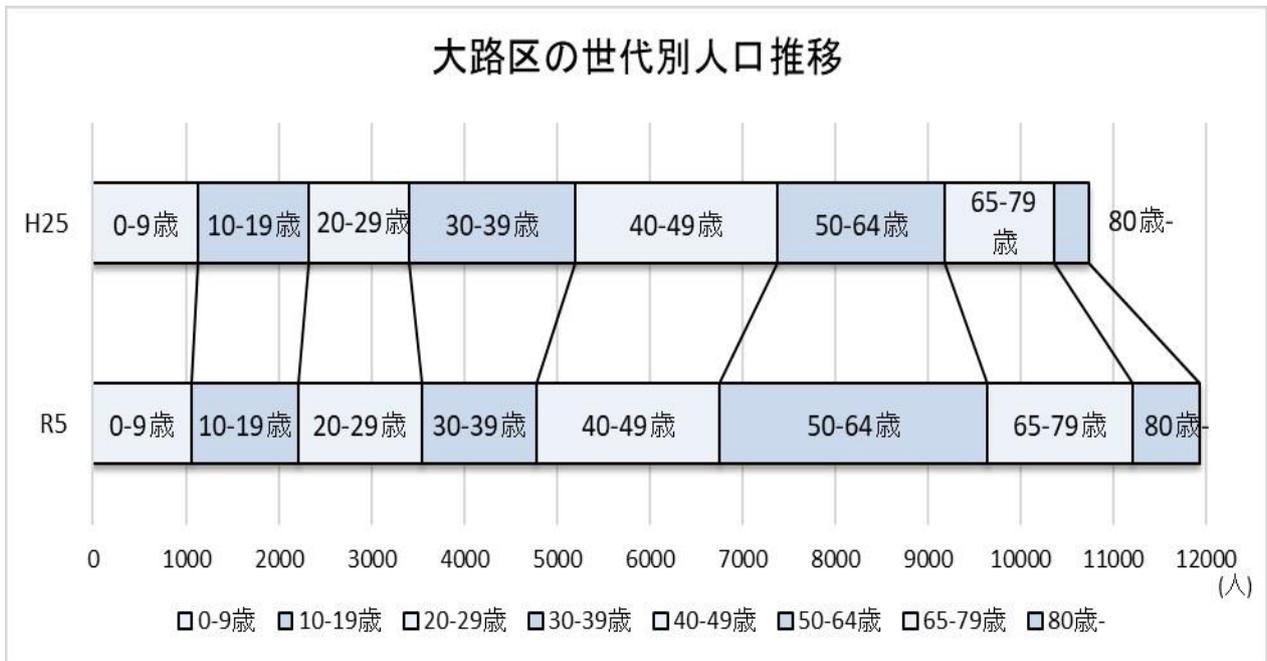
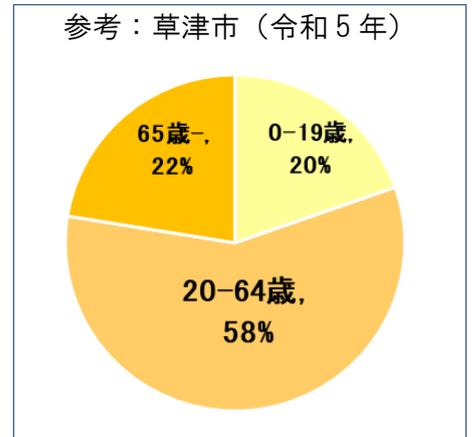
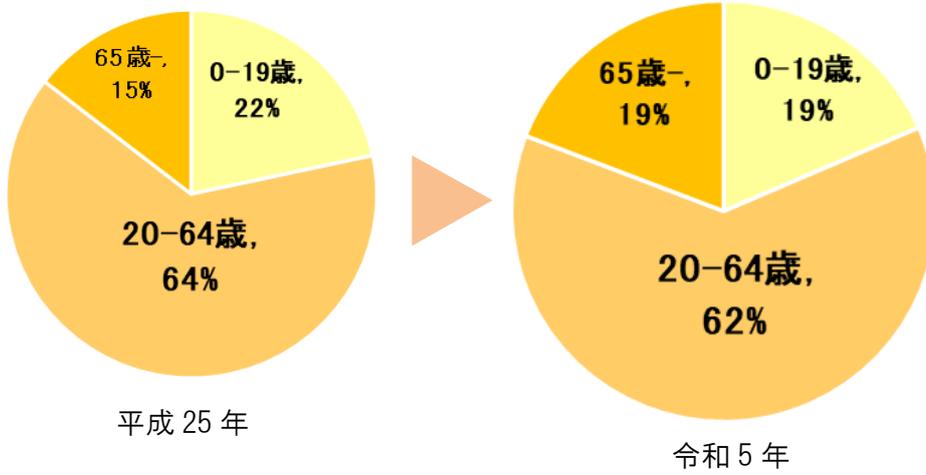
大路区

	H25 (H25. 1. 31 時点)		R5 (R5. 1. 31 時点)	
	人口 (構成比)	人口 (構成比)	人口 (構成比)	人口 (構成比)
0-9 歳	1,136 (11%)	2,325 (22%)	1,069 (9%)	2,208 (19%)
10-19 歳	1,189 (11%)		1,139 (10%)	
20-29 歳	1,084 (10%)	6,857 (64%)	1,333 (11%)	7,439 (62%)
30-39 歳	1,788 (17%)		1,247 (10%)	
40-49 歳	2,187 (20%)		1,961 (16%)	
50-64 歳	1,798 (17%)		2,898 (24%)	
65-79 歳	1,180 (11%)	1,560 (15%)	1,566 (13%)	2,287 (19%)
80 歳-	380 (4%)		721 (6%)	
計	10,742 (100%)	10,742 (100%)	11,934 (100%)	11,934 (100%)

草津市 (参考)

0-9 歳	13,169 (10%)	25,805 (20%)	13,027 (9%)	27,155 (20%)
10-19 歳	12,636 (10%)		14,128 (10%)	
20-29 歳	15,150 (12%)	76,693 (61%)	16,349 (12%)	80,050 (58%)
30-39 歳	20,205 (16%)		16,423 (12%)	
40-49 歳	19,035 (15%)		21,402 (15%)	
50-64 歳	22,303 (18%)		25,876 (19%)	
65-79 歳	17,798 (14%)	23,463 (19%)	21,399 (15%)	31,030 (22%)
80 歳-	5,665 (4%)		9,631 (7%)	
計	125,961 (100%)	125,961 (100%)	138,235 (100%)	138,235 (100%)

●大路区の世代構成



(5) まちづくり計画アンケート

今回のまちづくり計画改定にあたり、前計画期間中に取り組んだ事業についての成果を検証し、継続の有無等を検討するため、協議会の理事と部会員を対象にアンケート調査を行いました。

名 称	大路区まちづくり計画アンケート
対 象	大路区まちづくり協議会 理事・部会員 61名
実施期間	令和4(2022)年9月8日～9月30日
実施内容	まちづくり計画の取組事業についての成果

●年齢

20～29歳	0
30～39歳	1
40～49歳	2
50～59歳	5
60～69歳	5
70～79歳	19
80歳以上	4
	<hr/>
	36

●性別

男性	23
女性	12
	<hr/>
	35

●交通手段

自動車	15
バイク	0
バス	0
タクシー	0
自転車	11
徒歩	17
その他	2
	<hr/>
	45

●住まい

大路1～2	19
大路3	5
若竹	1
西大路	7
その他	3
	<hr/>
	35

●インターネット等の使用

使用している	30
使用していない	5
	<hr/>
	35

●使用機種

パソコン	21
スマートフォン	29
タブレット	5
スマホ以外の携帯	0
その他	0
	<hr/>
	55

●SNSの利用

利用している	21
利用していない	14
わからない	0
	<hr/>
	35

		回答	成果	
安全・安心のまち	下校時見守りパトロール	32	有	●
	防犯パトロール	21	有	●
	命のバトン	24	有	●
	地域全体避難訓練	27	有	●
	災害時避難訓練	21	有	●
	防災リーダー研修	25	有	●
	その他	11		
夢を持って いきいき暮らせる 住みよいまち	敬老会	21	有	●
	ふれあい喫茶	10	無	
	いきいき百歳体操	30	有	●
	地域協働学合校	28	有	●
	親子料理教室	20	有	●
	ベビーマッサージ	13	無	
	その他	1		
地域でのふれあい、 健康でスポーツが 盛んなまち	歩こう会	23	有	●
	大路区民運動会	20	有	●
	大路区民まつり	28	有	●
	その他	2		
快適な都市機能を 備えたまち	花いっぱい運動	29	有	●
	地域の清掃	28	有	●
	その他	3		
歴史を生かした ふれあいのまち	大路今昔物語写真集	26	有	●
	おおじの記憶絵展示	26	有	●
	その他	3		

3. 大路区が目指す将来像

(1) まちづくり計画ビジョン図



(2) 基本方針と施策

安全・安心のまち大路

大路区は草津駅を中心とした東西に細長い地域で、犯罪件数が滋賀県ワーストワンであることから、子どもから高齢者までを犯罪から守るための事業の展開をしていきます。また、災害時には地域として各町内会・マンション、商業施設等の連携を図りながら防災力高めるとともに、差別のない明るく豊かなまちづくりをしていきます。

①地域で守る大切な命事業

- ・ 下校時見守りパトロール
- ・ 防犯パトロール（夏・冬）
- ・ 命のバトン

②地域を災害から守る事業

- ・ 地区防災計画策定
- ・ 地域避難訓練
- ・ 災害時体験学習

③差別のない明るい・ゆたかな地域づくり事業

- ・ 人権研修
- ・ 町内会懇談会（第3・第4、実践発表の集い）

夢をもって健康でいきいき暮らせるまち大路

心身の健康には「自分の状態を知る」「適度な運動と休養」「バランスの良い食事」など、一人ひとりの取り組みが大切です。地域に住む子どもから大人までがいつまでも幸せに過ごせるように、今後はウェルビーイング（幸せの実感幸福）の推進を行っていきます。

①いきいき健幸事業

- ・ いきいき健幸講座
- ・ 健幸バンド

②敬老者福祉対策事業

- ・ 敬老会

③ウェルビーイング（幸せの実感継続）推進事業

- ・ 食育講座
- ・ *フレイル予防研修

④子ども支援事業

⑤子どもから高齢者までの居場所づくり事業

* フレイル…加齢により心身が老い衰えた状態（公益財団法人長寿科学振興財団「健康長寿ネット」）

地域でふれあい、支えあうまち大路

大路区は都市化に伴い人と人との繋がりが薄れ、コミュニティの希薄化の問題が生じてきています。子どもから高齢者までのふれあいの場づくりやコミュニティの強化の取り組みが必要になり、引き続き地域の方々の支援を行っていきます。

①地域のふれあい事業

- ・大路区民まつり
- ・大路区大運動会

②食料支援事業

- ・生活困窮者食料支援

③フードロス事業

④おおじイルミ事業

快適な都市機能を目指したまち大路

ICT（情報通信技術）を使い、多くの区民に情報発信をしながらまちづくり、ひとづくりを行います。

①ICT（情報通信技術）事業

- ・ホームページ強化
- ・おおじのこえ
- ・アンケート等（データ集計）
- ・スマホ講習

歴史と知恵を生かした新たな創造のまち大路

大路区の歴史を大切にしながら、新たな世代間交流を図り、まちづくりを行います。

①世代間交流事業

- ・広く事業のアイデアを募集し、区民の意見を聞く窓口を新設。

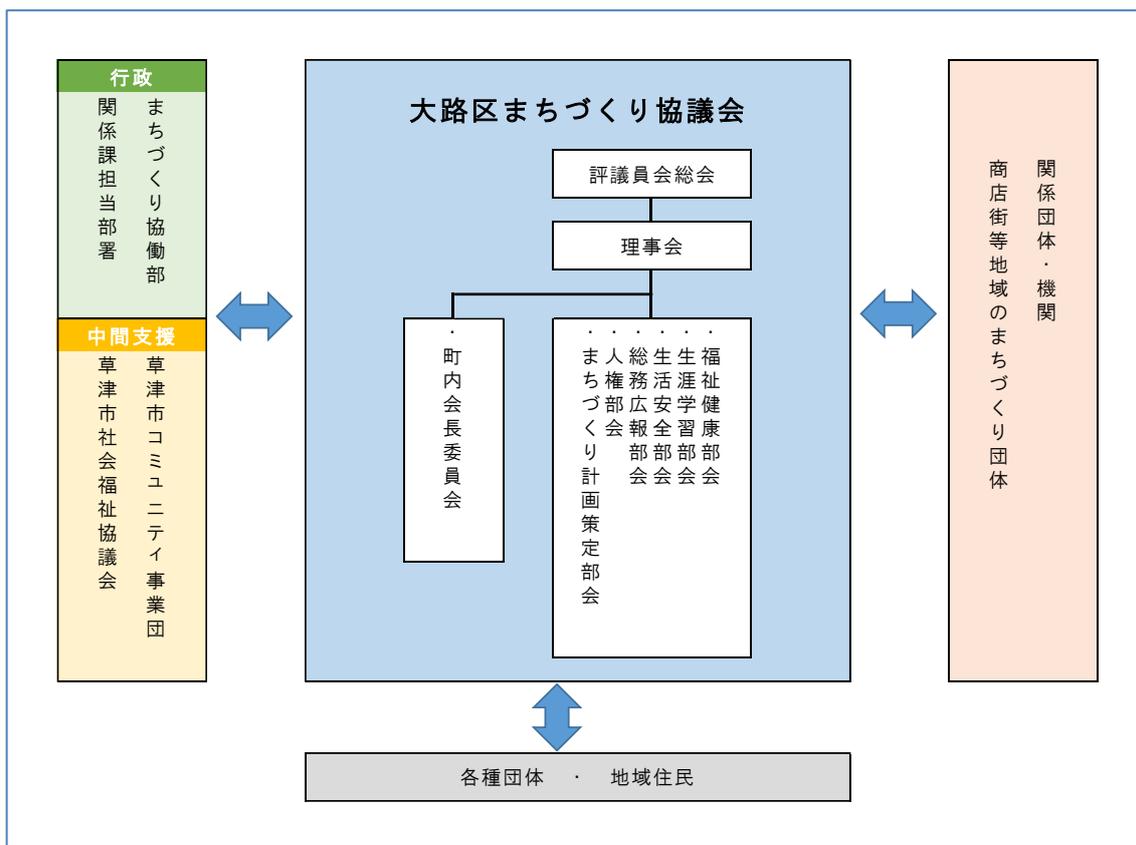
②大路の未来物語事業

- ・SNS（社会的なネットワークを築くためのサービス）とリアル（対面）の両輪で交流をはかる未来の創造

4. まちづくりの推進体制

(1) まちづくりの推進体制

本協議会は、住民や各種団体が話し合い、調整・実践をしていながら地域の課題解決や魅力を創出していく場です。住民・各種団体等が将来像やまちづくり目標の実現に向けて、協働で本計画（第2次大路区まちづくり計画）を推進していきます。



(2) 協働の役割分担の考え方

「地域の課題は地域で解決していく」を基本に、地域ですべきことは、地域が自ら行い、地域が行政と行うことがより効果的であることは、行政と協働して行います。

第2次大路区まちづくり計画

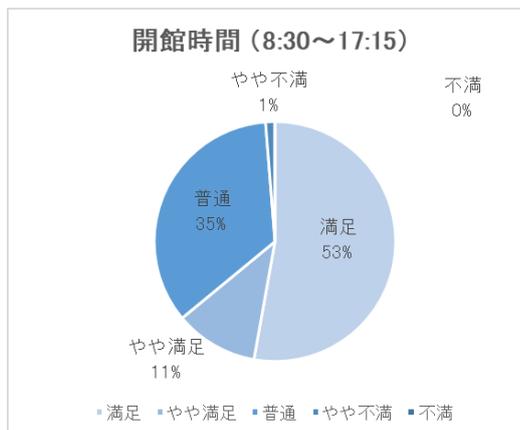
参 考 資 料

参考資料

(1) 大路まちづくりセンターの満足度（利用満足度調査）

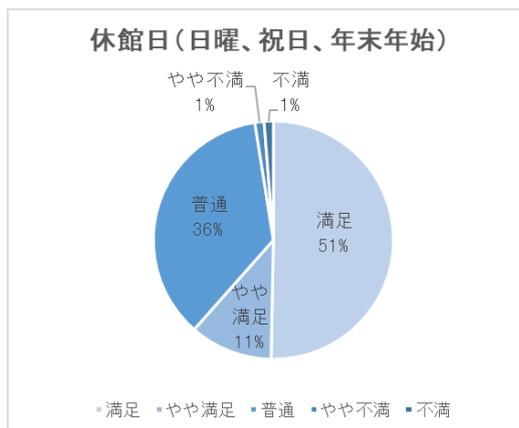
① 開館時間（8:30～17:15）

満足	85
やや満足	18
普通	56
やや不満	2
不満	0
	161



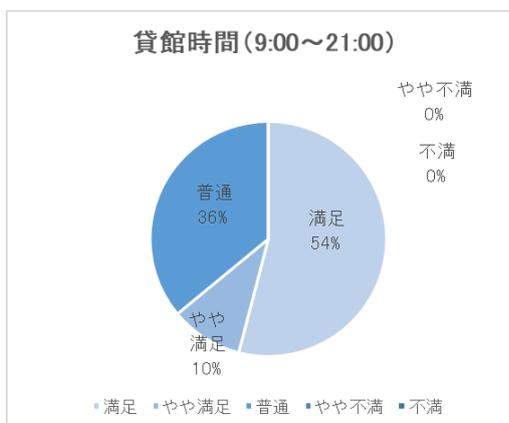
② 休館日（日・祝・年末年始）

満足	81
やや満足	18
普通	58
やや不満	2
不満	2
	161



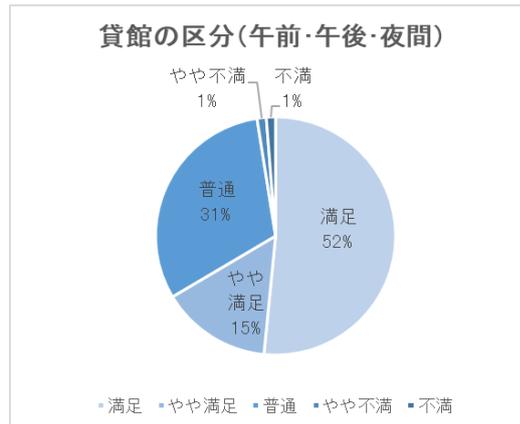
③ 貸館時間（9:00～21:00）

満足	87
やや満足	16
普通	58
やや不満	0
不満	0
	161



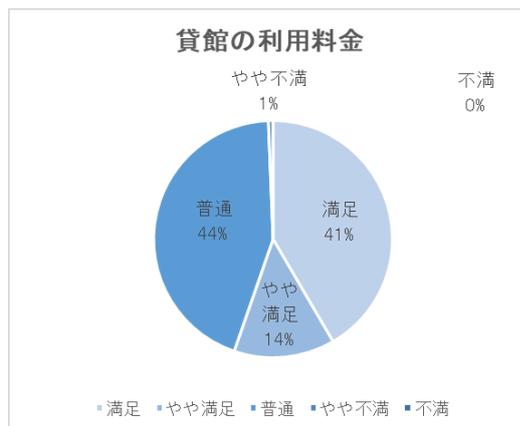
④ 貸館の区分（午前・午後・夜間）

満足	83
やや満足	24
普通	50
やや不満	2
不満	2
<hr/>	
	161



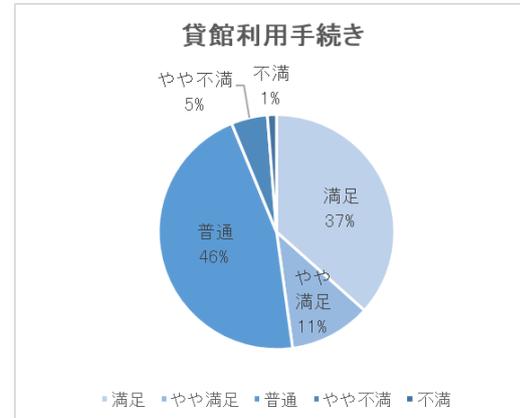
⑤ 貸館の利用料金

満足	67
やや満足	22
普通	71
やや不満	1
不満	0
<hr/>	
	161



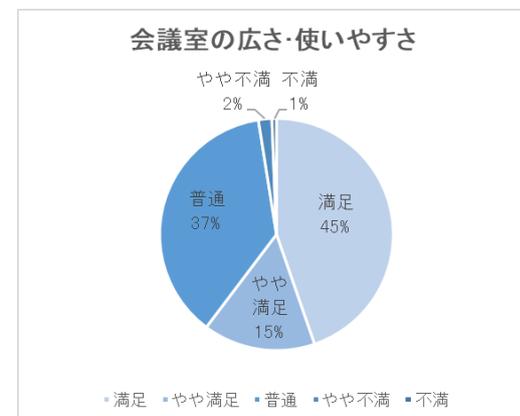
⑥ 貸館利用手続き

満足	67
やや満足	22
普通	71
やや不満	1
不満	0
<hr/>	
	161



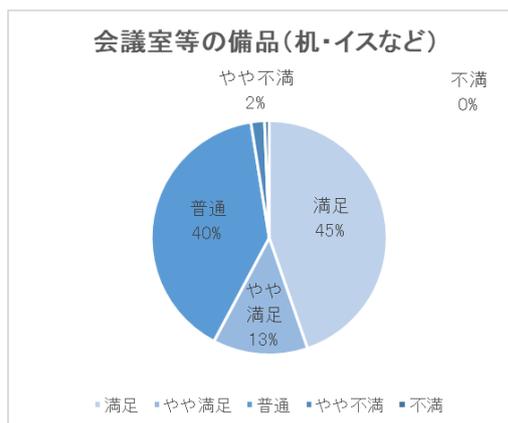
⑦ 会議室の広さ・使いやすさ

満足	72
やや満足	25
普通	60
やや不満	3
不満	1
<hr/>	
	161



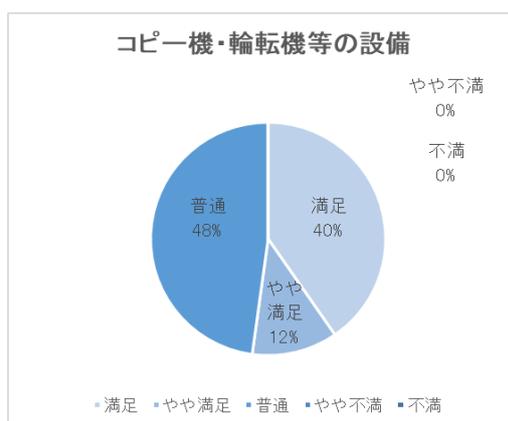
⑧ 会議室等の備品（机・イスなど）

満足	72
やや満足	21
普通	64
やや不満	3
不満	1
<hr/>	
	161



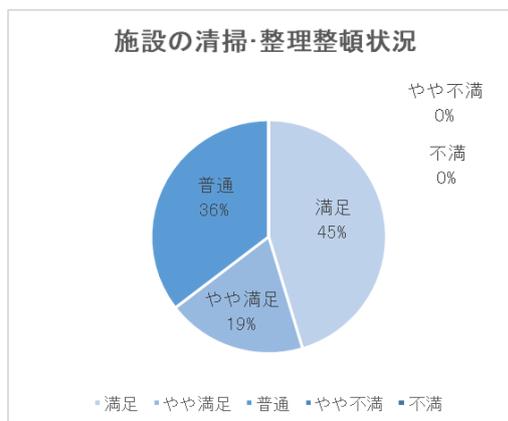
⑨ コピー機・輪転機等の設備

満足	65
やや満足	19
普通	77
やや不満	0
不満	0
<hr/>	
	161



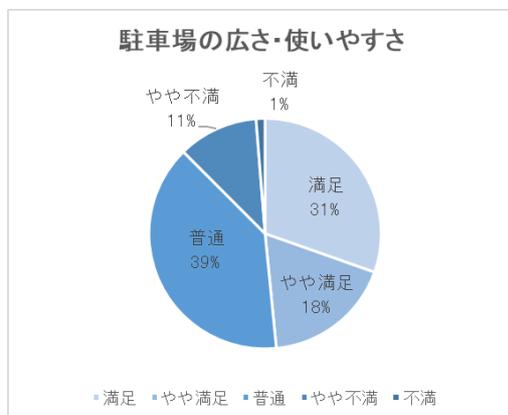
⑩ 施設の清掃・整理整頓状況

満足	73
やや満足	31
普通	57
やや不満	0
不満	0
<hr/>	
	161



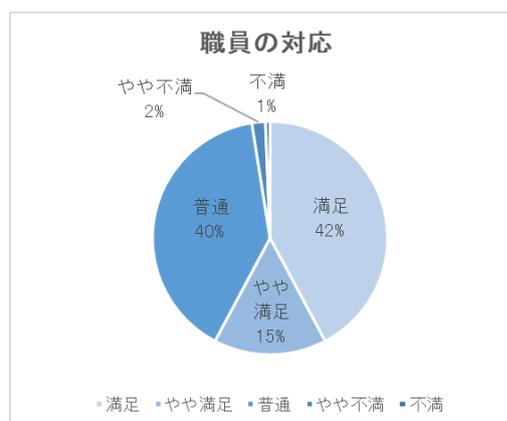
⑪ 駐車場の広さ・使いやすさ

満足	49
やや満足	29
普通	63
やや不満	18
不満	2
<hr/>	
	161



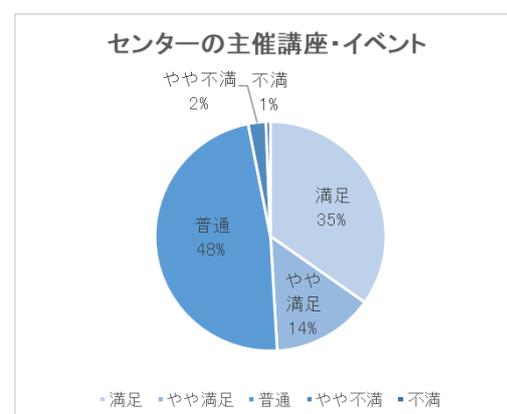
⑫ 職員の対応

満足	68
やや満足	25
普通	64
やや不満	3
不満	1
<hr/>	
	161



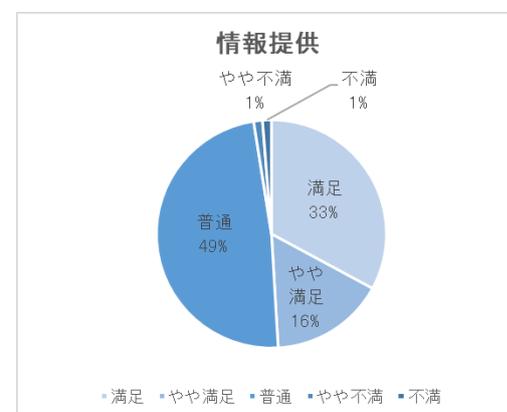
⑬ センターの主催講座・イベント

満足	56
やや満足	23
普通	77
やや不満	4
不満	1
<hr/>	
	161



⑭ 情報提供

満足	53
やや満足	26
普通	78
やや不満	2
不満	2
<hr/>	
	161



(2) 子どもたちの声

草津をどんなまちにしたい (草津第二小学校3年生)

学習目標 (3年生)

自分たちの地域・まちの昔を知り、良いところをたくさん見つけ自分にできることを探そう。

- 「大路今昔物語」の学習では、これから草津をどんな町にしたいかを考え、特に町のトイレをきれいにしたいという気持ちを強く持ちました。トイレが清潔だと町のイメージがよくなるという考えをみんなに伝えました。
 - 「大路今昔物語」の学習では、これから草津をどんな町にしたいかを考え、平和できれいな町にしたいという気持ちを強くしました。その思いを元に、人権を大切にして、みんなが笑顔になれるようしたいと伝えました。
- 「大路今昔物語」の学習では、これから草津をどんな町にしたいかを考え、平和できれいな町にしたいという気持ちを強くしました。その思いを元に、問題があっても話し合いで解決し、みんなが笑顔になれるようしたいという考えをみんなに伝えました。
 - 「大路今昔物語」の学習では、昔の草津について学習したことを活かし、これからの草津について考えました。草津市を安心、安全な町にしたい思いを強くし、子ども 110 番の家を増やしたり、安全啓発ポスターを作ったりすればいいという考えをみんなに伝えました。
- 「大路今昔物語」の学習では、未来の草津市を思いやりのある町にしたいという思いを強くしました。環境面でも、リサイクルをたくさんして自然をこれ以上壊さないようにしたいという考えをみんなに伝えました。

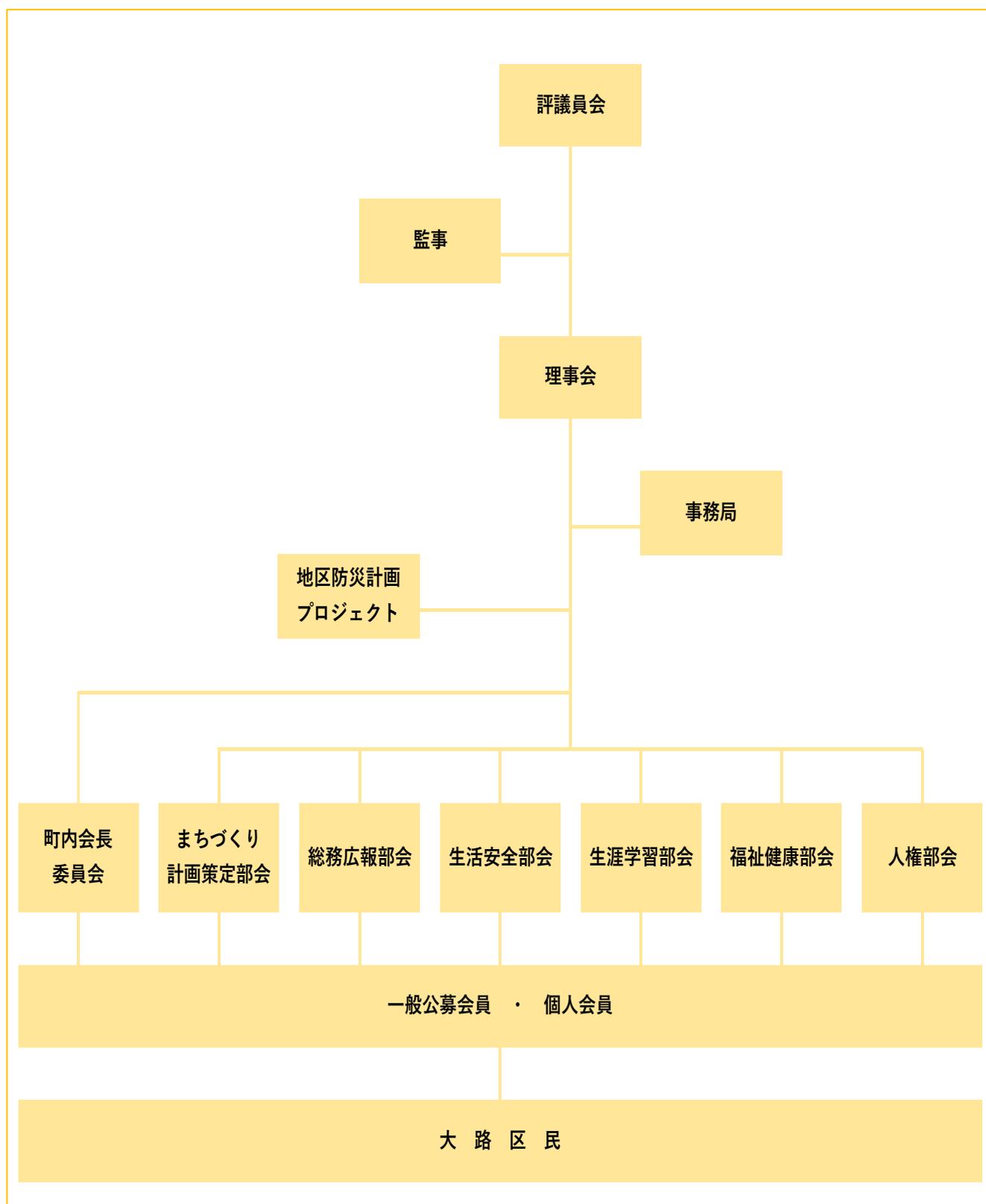
わたしたちのバリアフリー（草津第二小学校4年生）

学習目標（4年生）

まちには、様々な人とともにくらしていることに気づき、それらの人たちの苦勞や喜びなどの思いや願いを知り、自分にできることを考え、行動に移そうとする思いを持つことができる。

- 「わたしたちのバリアフリー」では、妊婦さんの立場にたって考え、自分たちの町にはエレベーターやマタニティマークがあることに気づきました。また、「電車の中では妊婦さんに座席をゆずる」という自分にできることをタブレット端末にまとめ、学級のみんに伝えることができました。
 - 「わたしたちのバリアフリー」では、車椅子を必要とする人の立場にたって考え、自分たちの町には自動ドアや障害者用駐車スペースが設置されていることに気づきました。また、「困っている姿を見たら声をかける」という自分にできることをタブレット端末にまとめ、学級のみんに伝えることができました。
- 「わたしたちのバリアフリー」では、耳の不自由な人の立場にたって考え、自分たちの町の駅には異常時案内用ディスプレイや発車標が設置されていることに気づきました。また、「手話を覚えてコミュニケーションをする」という自分にできることをタブレット端末にまとめ、学級のみんに伝えることができました。
 - 「わたしたちのバリアフリー」では、妊婦さんの立場にたってみると自分たちの町にはベンチが少ないことに気づき、もっと増やせば身体を休めることができると考えました。また、「重い荷物を代わりに持つ」という自分にできることをタブレット端末にまとめ、学級のみんに伝えることができました。
- 「わたしたちのバリアフリー」では、目の不自由な人の立場にたって考え、自分たちの町には点字ブロックやメロディ信号が設置されていることに気づきました。また、「点字ブロックの上に自転車を置かないようにする」という自分にできることをタブレット端末にまとめ、学級のみんに伝えることができました。

(3) 大路区まちづくり協議会 組織図



(4) 大路井の記憶絵

昭和 25 (1950) 年～昭和 30 (1955) 年の街並み



「大路今昔物語」(平成 28 (2016) 年 3 月 大路区まちづくり協議会発行) より

「大路井の記憶絵」展示場所

- 大路まちづくりセンター
- 地下道 (市道大路野村線)
- アトラスタワー (2 階)
- 小汐井神社

(5) 大略区まちづくり協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、大略区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する

(目的)

第2条 協議会は、地域の人びとの共通の願いの実現や課題の解決を図るとともに地域コミュニティを強化し、互いに連携・協力しながら、安全で安心して暮らせるまち、愛着と誇りの持てる住みよいまちづくりを推進していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大略区協働のまちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。
- (2) 協議会が実施する事業および行事に関すること
- (3) 会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。
- (4) 行政（国、県、市等をいう。以下同じ。）が策定する構想、計画等に関する要望および提言に関すること。
- (5) 行政が実施する事業等との連携および支援に関すること。
- (6) 地域情報の発信および地域住民への啓発に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 大略区内の居住者
- (2) 大略区内の町内会、団体等
- (3) 大略区内の教育機関、行政機関
- (4) その他協議会が必要と認めたもの

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名
- (3) 会計1名 (4) 理事25名以内
- (5) 事務局長1名 (6) 監事2名
- (7) 参与 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。

(5) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当する。

(6) 監事は、協議会の会計監査事務を行う。

(7) 参与は会長の求めに応じて助言および意見を述べることができる。

(役員の仕事および任期)

第7条 役員は、理事会において第4条に規定する会員から推薦を受けた者の中から候補者を選定し、評議員会の議決を得て選任する。

2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする（会議）

第8条 協議会に次の会議を設ける。

- (1) 評議員会 (2) 理事会
 - (3) 部会 (4) 町内会長委員会
- (評議員会)

第9条 評議員会は、55名以内の評議員で構成する

2 評議員会は、協議会の最高議決機関であり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および事業報告に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 会則の制定および改廃に関する事項
- (4) 役員の仕事に関する事項
- (5) その他評議員会に付すべき事項

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

5 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(評議員の仕事等)

第10条 評議員は、評議員会における審議のほか、協議会の運営に関して、適宜意見、要望または提言をすることができる。

2 評議員は、第4条第2号および第3号に規定する会員の代表者または第4条第2号および第3号に規定する会員から推薦を受けた者の中から会長が委嘱する。

3 評議員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠の評議員の仕事は前任者の残任期間とする

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、会計、理事およ

び事務局長で構成する。

- 2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 評議員会に付議する事項に関すること
 - (2) 事業の執行に関すること
 - (3) 部会等の設置、改廃およびそれらの委員の選任に関すること
 - (4) その他会長が必要と認める事項
- 3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長が務める。
- 5 理事会の議事は、構成員の過半数の出席（委任状を含む。）により成立し、議事は、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

(部会)

第12条 協議会は、円滑な運営を図るため、理事会の承認を経て、部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画・立案、調査研究および執行にあたる。
- 3 部会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 部会長1名
 - (2) 副部会長1名
 - (3) 庶務担当1名
 - (4) 部員 若干名
- 4 部会長は、理事会において役員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 5 副部会長および庶務担当は、部会において、部員の互選により選出する。
- 6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部会の委員の職務等)

第13条 部会の委員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務担当は、会議録の作成等部会の庶務を行う
- (4) 部員は、会務の運営にあたる。
 - 2 委員は、理事会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(町内会長委員会)

第14条 協議会は、活動内容に関する報告および意見聴取ならびに各町内会への情報提供を行うため、理事会の承認を経て、町内会長委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。
 - (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長1名
 - (3) 庶務担当1名
 - (4) 委員25名以内
- 3 委員長、副委員長および庶務担当は、委員会において委員の互選により選出する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の委員の職務等)

第15条 委員会の委員の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務担当は会議録の作成等委員会の庶務を行う
- (4) 委員は会務の運営にあたる。
 - 2 委員会の委員は、大路区内の町内会長で構成し、会長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(事務局)

第16条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長および事務局職員若干名を置く。
- 3 事務局職員は、理事会において会員の中から選出し、会長が委嘱する。

(事務所)

第17条 協議会の事務所は、大路まちづくりセンター内に置く。

(経費)

第18条 協議会の経費は、会費、交付金、補助金、委託金、寄付金等の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第20条 第9条第2項に規定する評議員会の審議事項のうち、同項第1号に規定する事業計画および同項第2号に規定する予算のうち、軽易なものについては、理事会の審議によって決定することができる。ただし、その場合は直近の評議員会に報告するものとする。

- 2 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

附則

- 1 この会則は、平成24年2月4日から施行する。
- 2 平成23年度に選任された役員、評議員および委員（以下「役員等」という。）の任期については、本則の規定にかかわらず、当該選任または委嘱の日から平成24年度に次の役員等が選任または委嘱されるまでの間とする。
- 3 この会則は、平成26年5月17日から施行する
- 4 この会則は、平成29年4月1日から施行する
- 5 この会則は、令和2年5月14日から施行する

第2次 大路区まちづくり計画

令和5（2023）年度 ～ 令和14（2032）年度

策定：大路区まちづくり協議会

施行：令和5（2023）年5月

協力：公益財団法人 草津市コミュニティ事業団